



各 位

平成 27 年 5 月 22 日

会 社 名 三菱自動車工業株式会社
代表者名 取締役社長 相 川 哲郎
コート番号 7211 東証第 1 部
問合せ先 常務執行役員 経営企画本部長
黒井義博
(T e l . 0 3 - 6 8 5 2 - 4 2 0 6)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 22 日開催の取締役会において、定款の一部変更（以下、「本定款変更」といいます）を行うことを平成 27 年 6 月 24 日に開催を予定している第 46 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されることに伴い、定款第 27 条（取締役の責任免除）および第 37 条（監査役の責任の免除）の規定の一部を変更するものであります。なお、定款第 27 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

本定款変更の内容は別紙添付のとおりであります。

3. 日程

本定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日（予定）
本定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日（予定）

以 上

別紙

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所となります。)

現行定款	変更案
第1条～第16条 (条文省略) 第4章 取締役及び取締役会 第17条～第26条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第27条 (1) (条文省略) (2) 本会社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 第5章 監査役及び監査役会 第28条～第36条 (条文省略) (監査役 <u>の責任の免除</u>) 第37条 (1) (条文省略) (2) 本会社は、 <u>社外監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令	第1条～第16条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 第17条～第26条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第27条 (1) (現行どおり) (2) 本会社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。 第5章 監査役及び監査役会 第28条～第36条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第37条 (1) (現行どおり) (2) 本会社は、 <u>監査役</u> との間で、会社法第423条第1項の賠償責任については法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた額と法令の定

の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。	める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。
第38条～第45条 (条文省略)	第38条～第45条 (現行どおり)

以 上